

郵政民営化に関する 私どもの考え方

－ 全銀協の提言をよりご理解いただくために －



平成16年7月

全国銀行協会

目 次

はじめに	1
経済財政諮問会議「郵政民営化に関する論点整理」の概要と 全銀協の考え方	2
全銀協の提言の概要	4
子どもが求める民営化後の郵便貯金のあり方	
・ 巨大な規模を維持したままでの郵貯民営化の問題点	6
・ 「準備期間」「移行期間」中の郵便貯金の業務のあり方	8
・ 事業間の適切なリスク遮断	12
子どもへの提言への意見に答える	
・ 民営化の具体的論点（１）新たなビジネスモデル	14
・ 民営化の具体的論点（２）国債市場への影響	18

はじめに

郵政民営化問題については、政府の経済財政諮問会議（議長：小泉純一郎内閣総理大臣）において、本年4月26日、日本郵政公社の機能面に焦点を当てた「郵政民営化に関する論点整理」がとりまとめられ、公表されるとともに、政府内（内閣官房）に「郵政民営化準備室」が設置され、今秋を目途に、郵政民営化の具体案を作成すること、およびそれを踏まえ郵政民営化に関する法案の策定作業を行うことが決定されました。

また、6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（「骨太2004」）においては、「郵政民営化に関する論点整理」を踏まえ、本年秋頃に民営化の基本方針をとりまとめ、明年には民営化法案を国会に提出することが盛り込まれました。

全銀協は、かねてより郵便貯金事業の一日も早い抜本的改革を主張しており、本年2月には、「郵政民営化と郵便貯金のあり方について」をとりまとめました。将来に亘る金融システムの安定確保、活力ある金融市場・取引の実現等の観点からは、もはや国営の郵便貯金事業を維持する理由はなく、本来はこれを廃止することが望ましいと考えられますが、一方で、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点から、あるべき姿を見据えつつ郵便貯金の機能毎にその今日的意義を踏まえ、広く国民経済的観点から対応を検討していくことが現実的であると考えられます。こうした認識を踏まえ、本年2月に、郵便貯金事業の改革を進めるにあたり直ちに取り組むべき措置を提言しました。

今般、郵政民営化の検討が、いよいよ具体化するにあたり、経済財政諮問会議の「郵政民営化に関する論点整理」において示された方向性を踏まえ、改めて私どもの考え方を詳しくご説明するとともに、全銀協の提言に対してこれまでに寄せられたご意見、ご批判等にできるだけお答えするために、本冊子をとりまとめました。

これにより、全銀協の提言をより一層ご理解いただき、今後の関係各方面における検討にご活用いただきたいと考えております。そして、その結果、今秋を目途にとりまとめられる郵政民営化の具体案に私どもの考え方が反映されることを強く期待しております。

経済財政諮問会議「郵政民営化に関する論点整理」の概要と全銀協の考え方

経済財政諮問会議における郵政民営化に関する検討経緯を要約すると、以下のとおりです。また、「論点整理」の概要は資料1のとおりです。

- 2003年10月 経済財政諮問会議における検討開始、基本原則（活性化、整合性、利便性、資源活用および配慮の5原則）提示
- 2004年 2月 経済財政諮問会議における議論では、4つの機能（窓口ネットワーク、郵便、郵便貯金および簡易保険）の発揮について議論し、組織論はその後議論することとされた
- 4月 「論点整理」とりまとめ

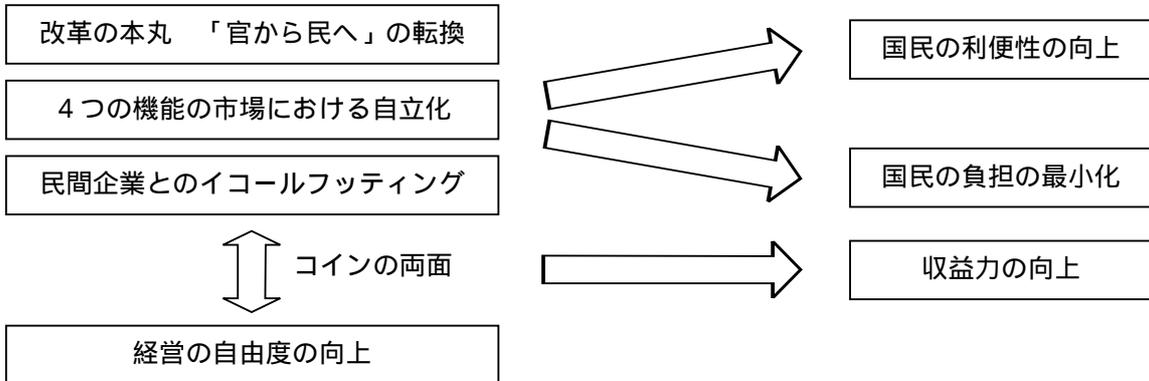
私どもは、「論点整理」において、「民間でできることは民間に」との方針が確認され、郵政民営化の意義として「事業間の適切なリスク遮断」や『『見えない国民負担』の最小化』等が明示されたことや、郵便貯金事業の目指すべき方向について、「民営化後の新規の預金に対する保証の民間と同等の扱い」とする旨が明確化されたこと等は、重要であると考えています。

一方、 巨大な規模を維持したままでの郵政民営化の問題点、「準備期間」、「移行期間」における郵便貯金の業務のあり方、「事業間の適切なリスク遮断」の観点からみた規制のあり方、については、今後、十分な検討が必要であると考えています。

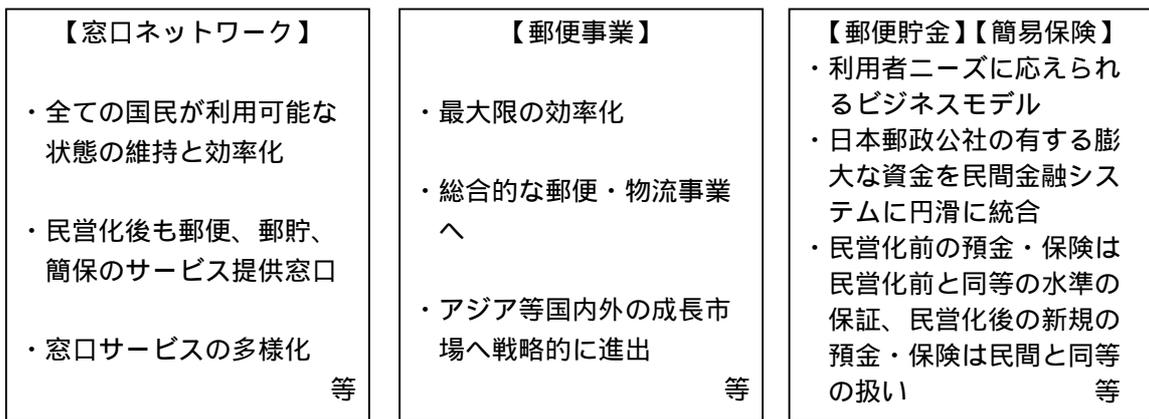
6頁以下では、これらの論点ごとに、郵便貯金の抱える問題点と、こうした問題の解決に向けた全銀協の考え方を示して、今後の具体的検討のあるべき方向性を明らかにしていきます。

資料1 「郵政民営化に関する論点整理」の概要

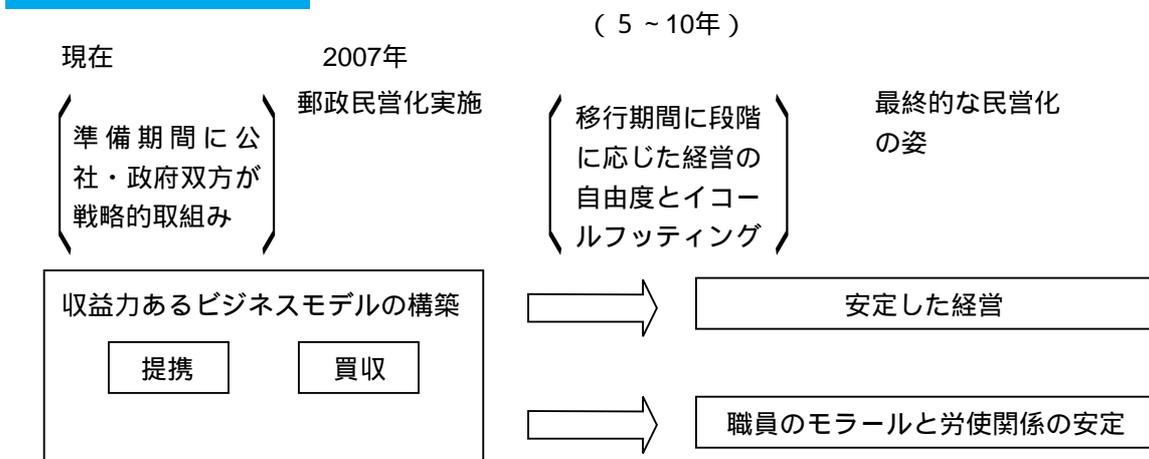
民営化の意義



4つの機能の目指すべき方向



民営化の意義



〔郵政民営化懇談会（内閣官房・内閣府主催）資料より作成〕

全銀協の提言の概要

私どもが本年2月に公表した「郵政民営化と郵便貯金のあり方について」において、郵便貯金事業の改革を進めるにあたり直ちに取り組むべき措置として提言した具体的な改革案の概要は、以下のとおりです。

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止

定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離

改革後の郵便貯金（＝ポストバンク）は、通常貯金を受入れ、国債等安全資産を中心に運用することで、決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じサービスを提供

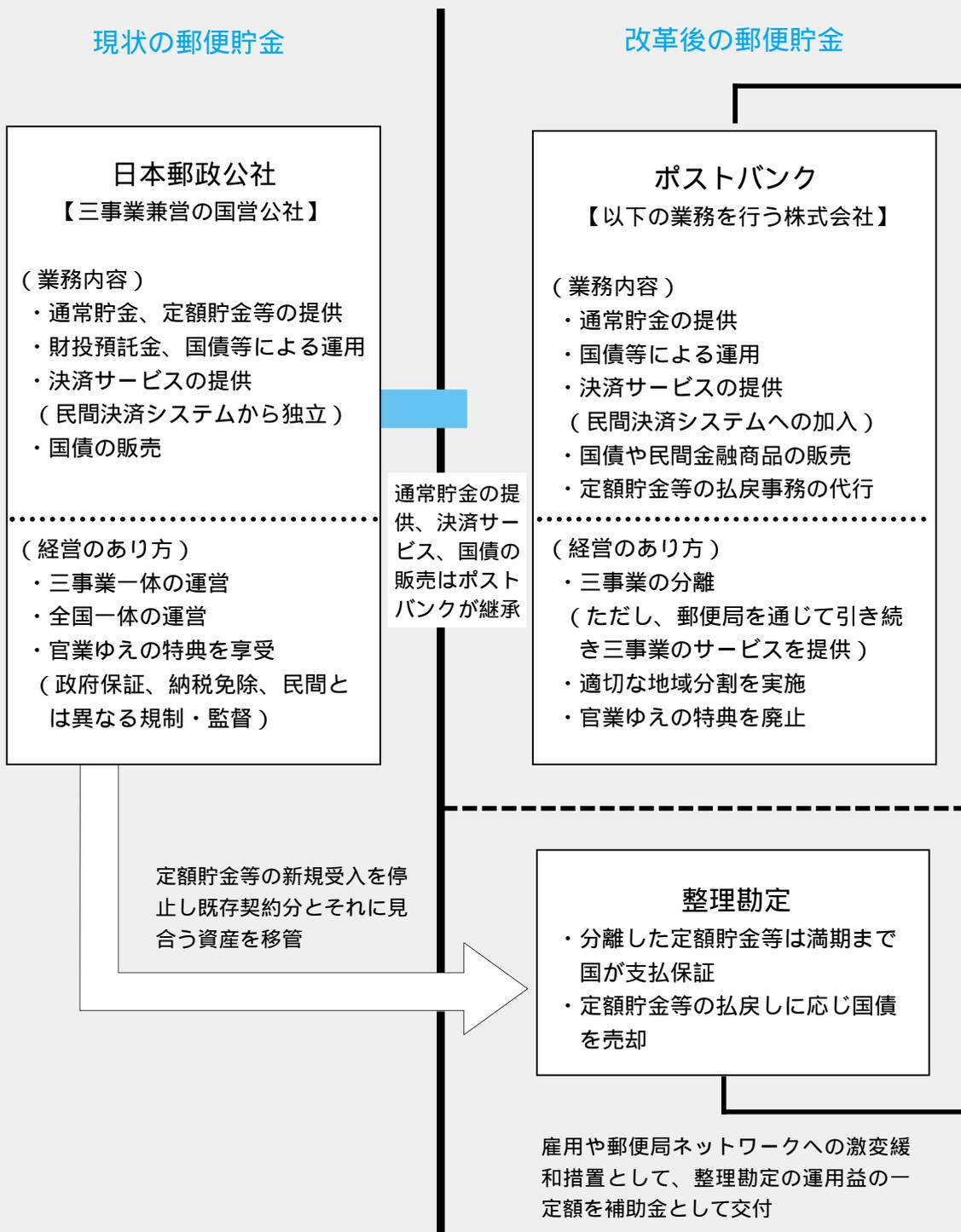
ポストバンクについては、「官業ゆえの特典」の廃止（政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務、民間金融機関と同一の規制・監督）や適切な地域分割を実施

雇用や郵便局ネットワークの効率化に対する激変緩和措置として、最長10年にわたり、整理勘定の運用益の一定額をポストバンクに補助金として交付

この全銀協の提言に対しては、仮に実施する場合、ポストバンクの新たなビジネスモデルとその実現可能性、国債市場への影響、等に問題はないのかとの意見があります。

14頁以下では、こうした意見に対する私どもの考え方について説明いたします。

資料2 具体的改革案のイメージ図



私どもが求める民営化後の郵便貯金のあり方

巨大な規模を維持したままでの郵貯民営化の問題点

巨大な規模を維持したままでの郵貯民営化は、いわゆるオーババンキングの深刻化、地域金融の健全性維持への懸念、国民負担発生のおそれなど、弊害が大きい。

膨大な郵便貯金資金を円滑に民間金融システムに統合するため、

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止し、既契約分は整理勘定へ移管

改革後の郵便貯金（＝ポストバンク）は通常貯金による決済機能は維持し、地域分割により規模を適正化

郵便貯金は、約227兆円（2003年度末現在）と諸外国に例を見ない膨大な資金を有しています（資料3）。こうした巨大な規模を維持したまま民営化されれば、「貯蓄から投資へ」あるいは市場機能を中核とする複線型金融システムへの移行という流れに反するのみならず、いわゆるオーババンキングの深刻化や、地域金融の健全性維持への懸念が大きいと考えます。また、定額貯金で調達した巨額の資金を自主運用するリスクは非常に大きく、現在の規模とビジネスモデルのまま民営化された郵便貯金が仮に経営困難に直面した場合には、金融システムを安定化させるため莫大な国民負担を生じさせるおそれがあり、民営化にあたって、郵便貯金の規模縮小は不可欠であると考えます。

問題の解決に向けて

「論点整理」では、郵政民営化の意義のひとつとして、特殊法人等の公的部門に使っていた資金を縮小させ、国民の貯蓄を経済活性化につなげることを挙げています。また、金融改革の進展との整合性や、地域・社会への貢献と金融機関との競争・共存のバランスに十分に配慮し、日本郵政公社の有する膨大な資金が民間システムに円滑に統合されるようにする、としています。

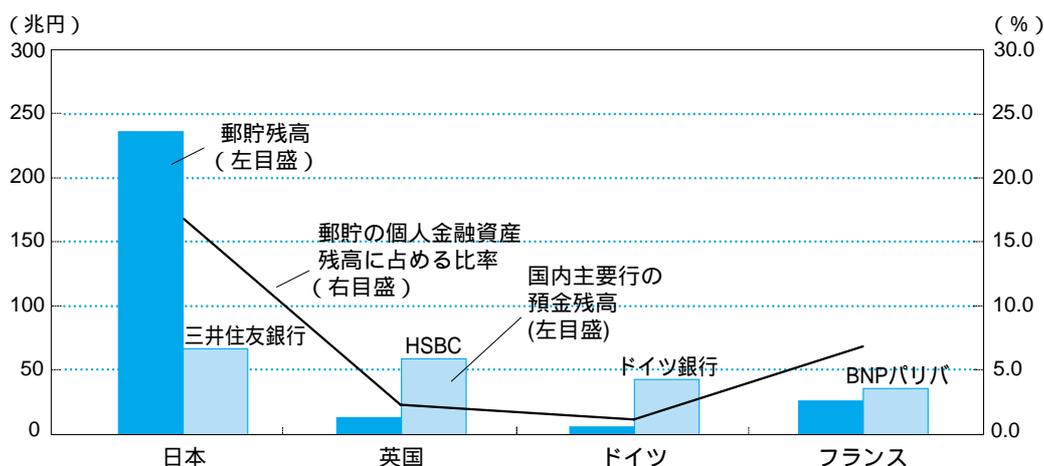
以上を踏まえて全銀協では、国営の郵便貯金が果たしてきた機能の意義や適正な規模について現時点で改めて見直したうえで、民営化すべきと考えています。具体的には、自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する役割は終えたとの認識のもと、定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止するとともに、政府保証の付いた既存の定額貯金等約166兆円（2003年度末）については、同額の資産とともに本体から切り離した整理勘定に分離することを提案していま

す。この結果、郵便貯金の規模は53兆円程度（2003年度末）となり、あわせて、適切な地域分割を実施することにより、ポストバンクの抱えるリスクは小さくなり、経営の健全性を確保しやすくなります。こうしたポストバンクの資産規模縮小は、過小資本の問題が指摘されている郵便貯金にとって、自己資本の問題改善にも資するといえます。

一方、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点も踏まえ、ポストバンクは、通常貯金を受入れ、決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じてサービスを提供します。

これにより、資金が自然な形で金融資本市場に流れ、肥大化した郵便貯金の適正規模化が進み、民間市場へのより円滑な統合が可能となるばかりでなく、郵便貯金の機能が、従来の貯蓄性商品の提供から、国債・投信等の金融商品販売にシフトすることにより、家計の貯蓄が直接金融資本市場に供給されるとともに、市場原理に基づく民間ベースの活発な競争を通じて、結果として、よりよい金融サービスの提供につながることを期待されます。

資料3 郵便貯金の国際比較（各国の最大民間銀行との比較）



〔日本銀行「金融経済統計月報」、各機関ディスクロージャー誌等から作成〕

（注1）郵便貯金残高の計数は、日本は2003年度末、英国は2002年度末、ドイツは2002年末、フランスは2001年末の計数。個人金融資産残高に占める比率は、日本は2003年度末、英国は2002年度末、ドイツは2002年末、フランスは2001年末の数値。

（注2）国内主要行の預金残高の計数は、それぞれ預金量最大の銀行で、日本は三井住友銀行（2003年度末）、英国はHSBC（香港上海銀行）（2002年末）、ドイツはドイツ銀行（2002年末）、フランスはBNPパリバ銀行（2001年末）の計数。いずれも法人預金、海外預金を含む。

（注3）米国では1966年、カナダでは1968年に郵便貯金は廃止。

「準備期間」「移行期間」中の郵便貯金の業務のあり方

「準備期間」、「移行期間」を通じた民間金融機関とのイコールフットイングの確保が必要

民営化後の「移行期間」においても、政府出資がある間は、一定の業務制限が必要

国営公社である「準備期間」中の郵便貯金の業務範囲の拡大は、「官業ゆえの特典」(資料4)を背景とした「官」の領域の拡大であり、民間活力を阻害することになります。

また、民営化後の「移行期間」において、郵便貯金に、これまで官業ゆえに有していた様々な特典(政府保証、納税免除、民間とは異なる規制・監督)が何らかの形で残る場合には、民間金融機関にないアドバンテージを有しつつ事業を展開することとなり、競争条件の面でイコールフットイングが確保されないということになります。なお、それらの特典が廃止されたとしても政府出資がある場合には、いわゆる「暗黙の政府保証」が付与されていると預金者や市場から認識され、それを背景に民営化後の郵便貯金が事業を行うことは、既存の民間金融機関とのイコールフットイングの観点から問題があるとともに、肥大化を通じて巨額のリスクを抱え込むことになりかねません。

問題の解決に向けて

「論点整理」では、民営化後の郵便貯金のビジネスモデルの検討に際しては、事業展開の自由度とイコールフットイングの度合いは表裏一体であることを踏まえつつ、規制改革等の金融改革の進展との整合性の確保、地域・社会への貢献と金融機関との競争・共存のバランス、の2点に十分に配慮すべきとされています。また、「準備期間」、「移行期間」、最終的な民営化の姿を実現する時といった段階に応じ、経営の自由度やイコールフットイングの度合い、国の関与のあり方等を考えていくべきとされています。

これに対して全銀協では、国営公社である「準備期間」において、先取りの業務範囲の拡大が認められるべきではないことはもちろんのこと、2007年の民営化後の「移行期間」において、民間金融機関とのイコールフットイングが確保される必要があると考えています。

すなわち、2007年に郵便貯金事業が民営化される段階で「官業ゆえの特典」を全て廃止すべきであると考えます。これは、ポストバンクとして民間金融機関と競争するのであれば、民間金融機関と同一の監督・規制の下で、公正な競争条件を確保することが必要であるからです。

また、「論点整理」でも指摘された「地域・社会への貢献と金融機関との競争・共存のバランス」に十分配慮し、地域金融の円滑化に重大な影響を及ぼさないよう、慎重に民間金融システ

ムへ統合していく必要があると考えます。

なお、仮に政府出資のような国の関与が残るのであれば、新たな国民負担を避けるためにも極力リスクを抑える必要があり、その業務範囲を決済機能等に限定すべきです。また暗黙の政府保証を背景にした既存民間金融機関との競争条件の差異を考慮し、その業務範囲に一定の制約を課すことが必要と考えます。具体的には、貸出業務への参入は認められないほか、一定の預入限度額を設定する必要があると考えます（資料5）。

政府が出資するポストバンクが貸出業務に参入することについては、財投改革や政府系金融機関改革との整合性の観点、すなわち「官から民へ」の流れ、公的金融機関のプレゼンスの縮小、といった課題と整合的か、という観点からの検討も必要です。政府が出資するポストバンクの場合には、この貸出は「公的金融機関による貸出」とであると捉えることが適当であり、わが国において、公的金融機関による貸出シェアの大きさが問題となっている中、財投改革や政府系金融機関改革との整合性に反することになります（資料6）。

なお、政府出資がなくなり、既存の民間金融機関とのイコールフットイングが確保されれば、預入限度額の設定や業務範囲の制限を課す必然性はありませんが、その場合にも、慎重に民間金融システムに統合していく必要があると考えます。

資料4 「官業ゆえの特典」の推計額の推移

(単位：億円)

年 度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
経常費用としての税	1,425	1,863	1,219	1,701	1,337	1,285	1,096	1,306	1,273	997
預金保険料	220	1,660	1,793	1,889	2,021	2,122	2,184	2,099	2,010	1,944
準備預金相当分の運用利子	1,029	847	847	698	514	607	605	387	335	166
法人税・住民税等	0	3,021	4,540	750	0	0	0	2,332	6,130	8,030
官業の特典(合計)	2,675	7,391	8,399	5,039	3,872	4,014	3,885	6,125	9,748	11,137
累計金額	2,675	10,066	18,465	23,504	27,376	31,389	35,274	41,399	51,147	62,284

〔全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、「郵便貯金」(郵便貯金のディスクロージャー冊子)等から作成〕

(注1) 経常費用としての税とは、法人税・住民税等以外の税金(固定資産税、印紙税等)。全国銀行が支払った税額をもとに算出。なお、2003年度は固定資産税の2分の1は納付しているものとして算出。

(注2) 預金保険料は、前年度の貯金残高に預金保険料率を掛けて算出。

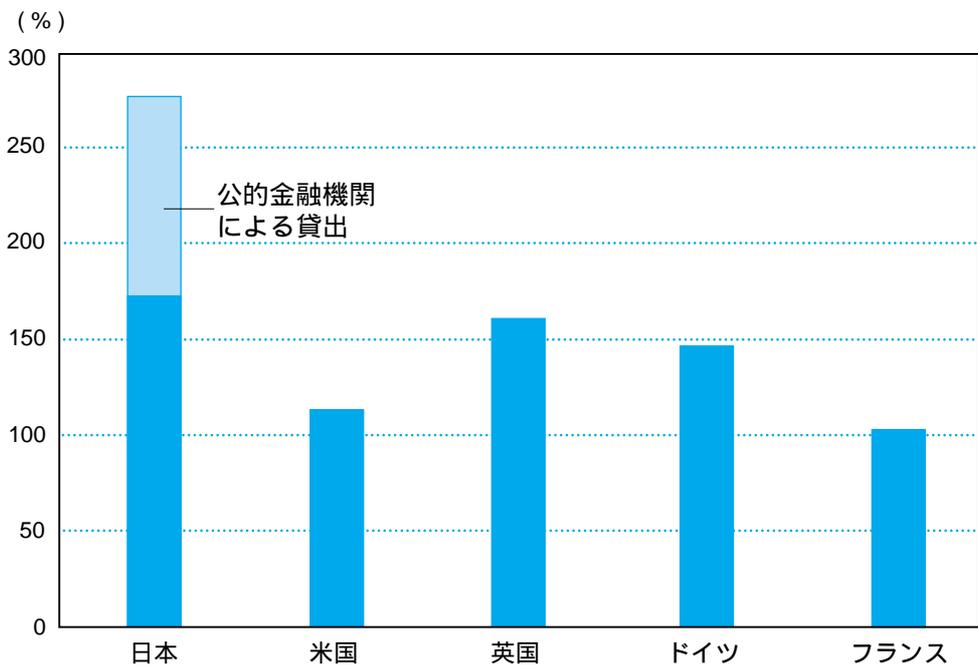
(注3) 準備預金相当分の運用利子は、準備預金として預け入れるべき資金(2003年度は、契約による日銀預け金を除く。)を預託金利で運用していると仮定して算出。

(注4) 法人税・住民税等は、郵便貯金業務(2002年度までは郵便貯金特別会計)の利益金から経常費用としての税・預金保険料・準備預金相当分の利子額を控除したものを税引前当期利益とみなし、法人税等の標準実効税率を掛けて算出。

資料5 政府出資のもとでの民営化

【現 在】		【民 営 化】
〔「官業ゆえの特典」〕		
・すべての郵便貯金を政府保証	⇒	・新規預入の郵便貯金に係る政府保証なし ・預金保険制度加入
・納税免除	⇒	・納税義務
・民間金融機関とは異なる規制・監督	⇒	・民間金融機関と同一の規制・監督
〔業務内容〕		
・通常貯金、定額貯金等の提供	⇒	・通常貯金提供(一定の預入限度額設定) ・定額貯金等の払戻事務の代行
・財投預託金(既存分)、国債等による運用	⇒	・国債等による運用
・決済サービスの提供(民間決済システムから独立)	⇒	・決済サービスの提供(民間決済システムへの加入)
・国債販売	⇒	・国債や民間金融機関の金融商品の販売

資料6 主要国の金融機関貸出残高の動向（対GDP比の比較(2001年末)）



〔日本銀行調査統計局「資金循環統計の国際比較」(2003年12月)から作成〕

(注) 金融機関には預金取扱金融機関とその他金融機関(政府系金融機関等)を含み、保険・年金基金を含まない。

事業間の適切なリスク遮断

事業間の適切なリスク遮断を図るため、民間銀行等に課せられる規制、組織上の制約と同等のリスク遮断措置を実施

現在の日本郵政公社は、郵便事業、郵便貯金、簡易保険の三事業一体で運営されています。

しかしながら、三事業一体での経営は、銀行業として厳しい業務規制を受ける民間金融機関との競争条件の公平性を確保する観点から問題があります。また、金融業として経営の健全性が強く求められる郵便貯金の利益が、安易に他の事業に流用されることがあれば、経営の健全性を大きく阻害することにもつながりかねません。公社化後は企業会計原則の導入により経営の透明性が向上したとはいえ、実際には、三事業間の日常的な資金の流れや共通経費の配分方法等については、対外的に必ずしも明確にはなっていません。また、三事業一体での経営の下では、顧客情報に関して、極めて慎重な取扱いが求められることは言うまでもありません。

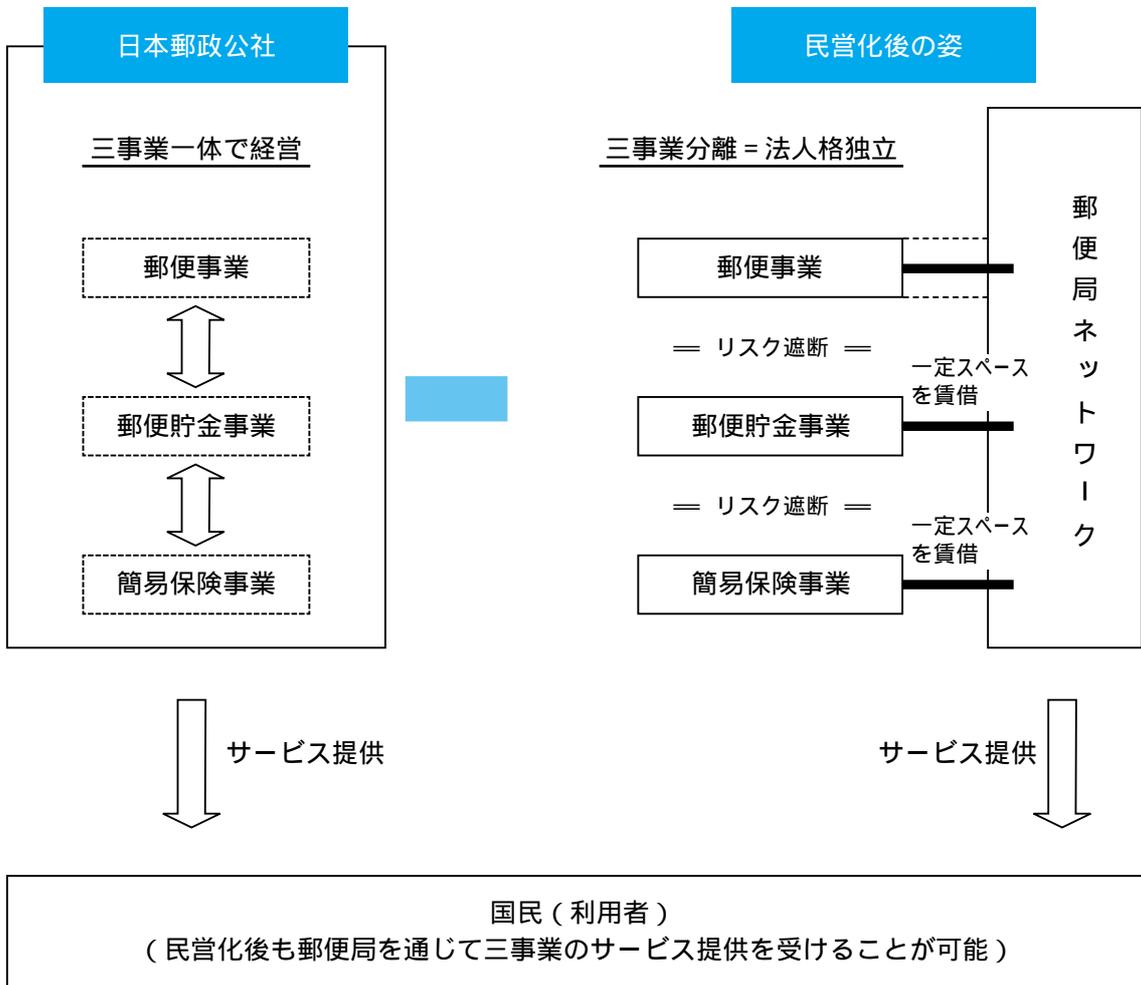
問題の解決に向けて

「論点整理」では、郵政民営化の意義として、窓口ネットワーク、郵便、貯金、簡保の4つの機能がそれぞれ市場で自立できるようにするという観点が示されています。その際、「事業間の適切なリスク遮断」を行いつつ、それぞれの機能が十分に発揮されることにより、国民の利便性を最大限に向上させる、として、「三事業の適切なリスク遮断」という観点を重要視しています。

全銀協では、ポストバンクについては、種々のリスクからの遮断、経営の健全性確保、公正な競争条件確保等の観点から、民間金融機関と同一の規制・監督下に入るとともに、三事業の分離（＝法人格の独立）が必要と考えます。同時に、国民の利便性を維持する観点から、郵便局を通じて引き続き三事業のサービスを利用可能とすることを提案しています。

郵政民営化の全体像については、例えば、郵便局の保有・管理は郵便局ネットワーク会社が行い、ポストバンクは、郵便局の一定スペースを賃借しサービスを提供することが考えられます（資料7）。ポストバンクが民間金融商品の販売等を担い、郵便局（窓口）ネットワークを活用した業務を展開することは、郵便局において提供される金融サービスが拡充し、国民の利便性向上に大いに資するものと考えます。

資料7 三事業分離（イメージ）



私どもの提言への意見に答える

民営化の具体的論点（１）新たなビジネスモデル

改革実施後の事業収支は定額貯金等が最終的に満期を迎える10年という期間、新たなマネーフロー、ネットワークのあり方を踏まえて考えることが必要。

収入面：定額貯金等の満期金（累計約170兆円）の郵便局での国債・投信等へのシフトに伴う手数料、通常貯金の運用収入、為替手数料等を獲得

経費面：定年による人員の自然減（数万人規模）が見込めるほか、効率化を高めるための創意工夫等を発揮

全銀協案に対するご意見

全銀協の提言では、ポストバンクは、決済性預金を提供し国債等に運用するほか、郵便局ネットワークを活用した業務展開を行うことを提案しています。この点について「全銀協の提言におけるビジネスモデルの実現可能性に問題はないのか」、「民営化後の会社が、少なくともネットワーク維持コストを負担したうえで収支がとれるのか」等の意見があります。

現在の郵便貯金のビジネスモデルは、金利固定かつ最長預入期間10年でありながら半年経過すれば預け替え自由という、市場原理と相容れない定額貯金を主たる資金調達手段としつつ、その資金を10年固定金利の長期国債などの有価証券で運用しています。こうした商品性だけにその資金運用は容易ではなく、今後の金融市場の環境を考えると安定的な収益確保には困難も予想されます。その場合、政府保証が継続すれば、運用の失敗は国民負担に直結しかねないという問題があります。現在の郵便貯金事業はこのような国民負担につながりかねない巨大なリスクを負担しているがゆえに、大きな収入を確保している面があります。今後、自主運用が拡大するにつれ、国民はますます大きなリスクに晒されることになりかねません。

改革後の事業収支に対する考え方

このような状況に対して、全銀協では、ポストバンクは決済性預金の提供による運用収入に加えて、民間金融商品の販売等を通じた手数料収入の獲得等、リスクの少ないビジネスモデルへの転換を主張しています。したがって、改革後のビジネスモデルの実現可能性を検討する際には、改革前後の表面的な利益水準を単純に比較するのではなく、改革後に収支が取れるかという点について検証することが適当です。

全銀協が主張する改革案で収支が取れるかという点については、収入面についていえば、10

年という期間をかけて郵便貯金事業の収入構成が、従来の利息収入主体のものから手数料収入のウェイトが高いものへとシフトすることになります。定額貯金等の満期金は10年間累計でおよそ170兆円にのぼり、これらの資金は、郵便局の窓口で払戻されるため、捕捉しやすいと考えられ、それを基に国債、投信等を販売すれば、相当な手数料収入を見込むことができます。

また、引き続き提供する通常貯金だけで50兆円を超える資金があり、これを基にした運用益が確保できます。ポストバンクは、前述の国債、投信等の販売に加えて、為替手数料等も重要な収益源となるとともに、郵便局ネットワークの有効活用を通じた新たな収入源の獲得も期待できます（資料8）。

一方、経費面についてみれば、今後10年間で郵政事業全体で定年による人員の自然減が7万人程度見込まれています。またネットワークについては、全国の郵便局の6割が集配業務を行わない無集配特定郵便局となっています。これらの郵便局は機能的に簡易郵便局に近く、簡易郵便局のコストは同じ事務量の無集配特定郵便局と比べて、5分の2程度との試算も可能です（平成11年8月「郵政事業に関する行政監察結果に基づく勧告」等に基づく試算）。民営化後10年間のうちに効率性を高めるための創意工夫等を重ねていけば、相当の効果が期待できるものと考えます。

資料8 郵便貯金事業の改革前後の収入構成（イメージ）

定期貯金等の貯蓄性商品の資金運用収入	廃止	定期貯金等の満期金取込等により 国債・民間金融商品を販売
国債窓販収入		{ 国債・投信販売手数料、 保護預り手数料・信託報酬 など }
通常貯金の資金運用収入		維持
為替・振替手数料等収入		郵便局ネットワークの有効活用、 行政サービス等の受託拡充により 手数料収入源を多様化
ATM提携サービス収入		
年金・恩給等支払受託収入		
宝くじ販売受託収入		
デビットカードサービス収入		
相互送金サービス収入		
確定拠出年金取扱収入		
マルチペイメントネットワーク収入		

（注）改革後の収入としては、「移行期間」中は、整理勘定から受取る定額貯金等の払戻し事務に対する手数料、雇用やネットワークの効率化に対する激変緩和措置としての補助金がある。

雇用やネットワークの維持等に対する考え方

以上を踏まえた取り組みを進めていけば、定年による自然減を除いて、雇用やネットワークを維持していくことは可能であると考えていますが、最終的なあるべき姿までの移行期間においては、雇用やネットワークを維持するため何らかの激変緩和措置が必要となる可能性があります。

そこで、全銀協の提言では、最長10年間の移行期間に限り激変緩和措置を講じるとしています。具体的には、整理勘定において生じる運用益の一部を、必要に応じて、ポストバンクに対して補助金として交付することを提案しています。この場合、補助金は、拠点維持コストに応じて各ポストバンクに配分され、郵便局舎の賃借料等の支払いを通じて郵便ネットワーク会社の収益になり、郵便局ネットワークや雇用の維持に資することになります。

なお、こうした全銀協の提言に対しては「特に過疎地域において金融サービスの提供や郵便局ネットワークの維持が困難になるのではないか」との意見があります。

この点に関して、全国3,207市町村のうち、民間金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・漁協等）がない市町村はわずか7つに過ぎず、郵便貯金が提供する金融サービスについては、近隣の民間金融機関で代替可能というケースも少なくないものと考えます（資料9）。

また過疎地域から郵便貯金事業が不採算を理由に撤退し、それを主要業務としている無集配特定郵便局の維持が困難になるのではないかという点については、「論点整理」で「ユニバーサルサービスのあり方については、定義やイコールフットィングとの関係を含めて、今後引き続き検討し、必要とされるサービスについては、その提供が可能となる枠組みを確立すべきではないか」という方向性が示されており、そのような点を含めて別途十分議論していく必要がある問題と考えます。特に、金融分野におけるユニバーサルサービスについては、民間金融機関のネットワークが整備されているなかで、「民間にできることは民間に」との方針を踏まえ、民営化後の郵便貯金がどこまで担う必要があるのか、十分議論することが必要と考えます（資料10）。

資料9 民間金融機関の拠点のない市町村（2003年8月15日現在）

都道府県	郡	町 村	人 口	世 帯 数	面 積
東 京 都		御蔵島村	287人	139世帯	20.58km ²
		青ヶ島村	197	118	5.98
愛 知 県	北設楽郡	富山村	216	97	34.78
奈 良 県	吉野郡	上北山村	881	407	274.05
鹿 児 島 県	鹿児島郡	三島村	395	212	31.36
		十島村	679	382	101.35
沖 縄 県	島尻郡	座間味村	1,045	532	16.74

【以上計7村（全国3,207市町村中）】

【備考】民間金融機関のATMのみが存在する町村として、栗山村（栃木県塩谷郡）、上津江村（大分県日田郡）、河内村（石川県石川郡）の3村がある。

（注1）人口、世帯数は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2003年3月31日現在）」（総務省ホームページ）による。

（注2）面積は、「全国都道府県市区町村別面積調（2003年4月1日現在）」（国土地理院ホームページ）による。

（注3）民間金融機関：都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、商工中金、信用組合、農協（信連）、漁協（信漁連）、労働金庫。

（注4）民間金融機関の拠点の有無は、全国銀行協会調べ。

資料10 民間金融機関のネットワーク

【CD・ATMネットワーク】

（2004年3月末）

提 携 業 態	加盟金融機関数	CD・ATM設置台数
都市銀行（BANCS）	7	26,464
地方銀行（ACS）	64	34,635
信託銀行（SOCS）	5	675
長期信用銀行、商工中金（LONGS）	3	302
第二地銀協加盟行（SCS）	50	11,971
信用金庫（しんきんネットキャッシュサービス）	306	19,381
信用組合（SANCS）	153	2,401
労働金庫（ROCS）	13	2,339
系統農協・信漁連（全国農協貯金ネットサービス）	995	13,120
合 計	1,596	111,288
（参考）郵便局（2003年3月末）	1	26,123

【主なコンビニATMネットワーク】

（2004年6月末）

名 称	ATM台数
アイワイバンク銀行	8,662
イーネット	5,121
ローソン・エイティエム・ネットワークス	3,210
合 計	16,993

民営化の具体的論点（２）国債市場への影響

定額貯金等の払出しに当たり、資産サイドの国債を一定の時間をかけて徐々に市場に還流するよう万全を期すとともに、適切な国債管理政策の下、商品性の多様化等を行い、郵便局での個人向け国債の積極的な販売を進める等、国債の安定消化を確保する仕組みを整備

全銀協の提言に対するご意見

郵便貯金は本年3月末時点で約89兆円という大量の国債を保有しており、郵便貯金が現在の巨大な規模のまま民営化して経営困難に直面した場合、保有国債の売却等を通じて、国債市場や金融システムの不安定化を招くおそれがあります。

全銀協の提言では、定額貯金等の新規受入を停止し、政府保証の付いている既存契約分は、それに見合う資産（国債等）とともに整理勘定へ分離することを提案しています。この提案に対しても「国債市場に及ぼす影響は大きいのではないか」との意見があります。

国債市場への影響についての考え方

郵便貯金が大量の国債を保有しており、かつ、今後多額の借換国債等の発行が見込まれることを考慮すれば、郵便貯金事業改革が国債市場に不測の動揺を与えることのないよう十分な配慮をすることが必要です。全銀協提言では、郵便貯金が現に保有する大量の国債については、定額貯金等の新規受入を停止しても整理勘定において管理する既存の定額貯金等の払出しに最長10年かかることから、資産側の国債が一定の時間をかけて徐々に民間市場に還流するよう手当てできると考えます。

具体的には、整理勘定で保有する国債はできる限り長期かつ安定的に保有するよう、定額貯金等の払い戻しに際して資金が必要な場合は、まずは整理勘定において保有する運用益積立金（定額貯金等とともに整理勘定に移管された資産から生じる運用益の積立金で、貯金払戻し完了後の余剰分は国庫納付）の資金を活用し、それでも不足するような場合には、国債を担保とした借入（レポ取引）等を活用することにより、できるだけ市場に影響を与えないよう配慮することが考えられます。

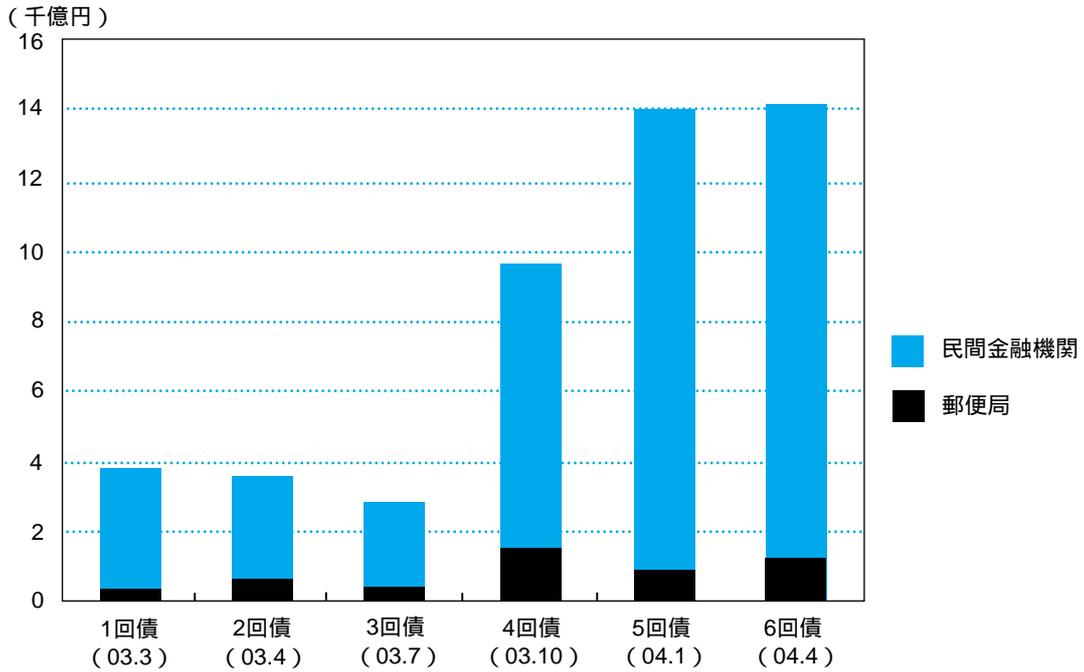
また、国債の引受け手を拡大する観点から、全銀協では適切な国債管理政策の下、市場実勢を反映した発行条件の設定、商品性の多様化等の工夫とともに、郵便局においては個人向け国債を積極的に販売すべきことを主張しています。個人向け国債は、郵便貯金の主力商品である定額貯金と比べて、元本が保証されている点や、中途換金が可能である点等、類似点が多く、既存契約の定額貯金等の満期金を郵便局で払い戻す際、個人向け国債へのシフトも十分期

待することが可能と考えます（資料11）。この個人向け国債を郵便局で積極的に販売すること等により、米国に比べて著しく低い家計部門による国債の保有を促進するとともに、あわせて、整理勘定分離後のポストバンクや整理勘定での資金運用を国債中心に行うことにより、新発国債の市中での安定的消化を実現することが考えられます（資料12、13）。

資料11 定額貯金と個人向け国債の商品性比較

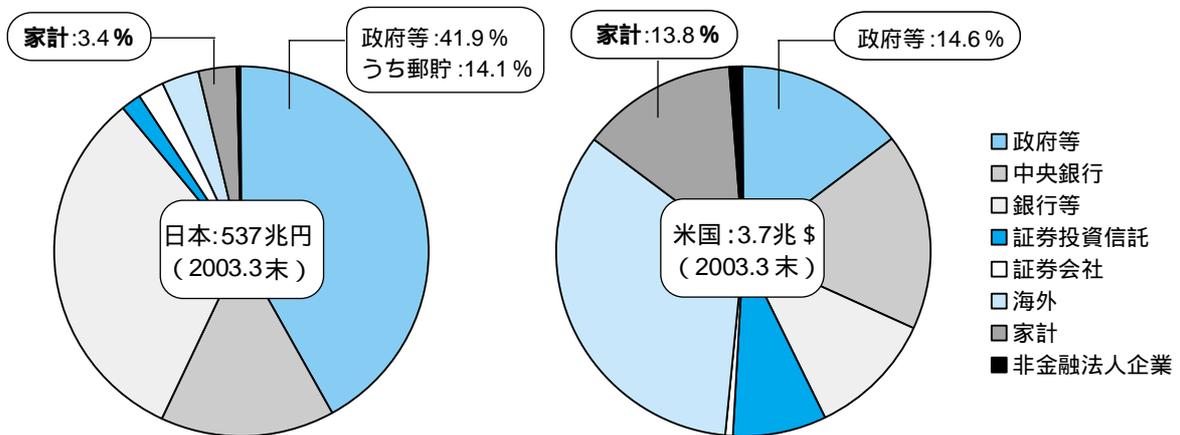
	定額貯金	個人向け国債
元本保証	・あり	・あり
預入金額	・1,000円以上、1,000円単位 ・上限1,000万円（但し、他の郵便貯金商品との合算）	・1万円以上、1万円単位 ・上限なし
預入期間	・最長10年（6ヶ月以降自由満期）	・10年満期
中途解約	・6ヶ月経過後可能（ペナルティなし）	・1年経過後可能 （換金金額 = 額面 + 利息 - 直前2回分の の利息相当額）
付利方法	・半年毎の複利計算（利息受取は満期 / 解約時）	・半年毎の単利計算（利息受取は半年毎）
適用金利	・固定金利（預入時の利息を10年間適用。預入後3年までは半年毎の段階金利） ・適用金利は郵政公社が決定	・変動金利（半年毎に変動） ・適用金利 = 10年固定利付国債金利 - 0.8% （最低保証0.05%）
金利水準	・現状の金利水準（16年4月1日現在） 6ヶ月以上1年未満 : 0.02% 1年以上1年6ヶ月未満 : 0.03% 1年6ヶ月以上2年未満 : 0.03% 2年以上2年6ヶ月未満 : 0.04% 2年6ヶ月以上3年未満 : 0.05% 3年以上 : 0.06%	・発行時の金利水準 第1回（15年3月） : 0.09% 第2回（15年4月） : 0.05% 第3回（15年7月） : 0.05% 第4回（15年10月） : 0.77% 第5回（16年1月） : 0.62% 第6回（16年4月） : 0.55%
取扱機関	・郵便局	・銀行、証券会社、郵便局等
取扱期間	・特に制限なし	・年4回募集
規 模	・残高：152兆円（16年3月末）	・発行額：3.0兆円（15年度実績）、2.1兆円（16年度予定）

資料12 個人向け国債の販売状況



〔財務省資料、日本郵政公社資料から作成〕
 (注) 民間金融機関には証券会社を含む。

資料13 日本および米国における国債保有者別内訳



〔「公的債務管理政策に関する研究会報告書」(2003.11.25) から抜粋〕
 (注) 家計には、慈善団体・学校等の対家計民間非営利団体を含む。

全 国 銀 行 協 会

〒100-8216 千代田区丸の内1 3 1

電 話 東京 (03) 3216 3761